

平成19年6月11日

市内指定居宅サービス事業者管理者 様
市内指定居宅介護支援事業者管理者 様
市内介護保険施設管理者 様
市内指定地域密着型サービス事業者管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護指導課長

法令遵守の徹底について

日頃から、本市の高齢者福祉行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成19年6月6日付厚生労働省老健局総務課長等通知により「不正行為への対応」として、厳しい判断が示されました。これは、複数の事業所において虚偽の指定申請をしたという事実により、介護保険法に規定する欠格事由である「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者」に該当することとされたものです。

この結果、直近の不正事実の発生日から5年間、介護サービス事業者としての指定又は許可及び更新を認めてはならないとされました。

こうした事案は、介護関係事業者に対する利用者の不信感を招くのみならず、介護保険制度全般に対する信用が損なわれ、日々適正な運営に努めていただいている多くの方々の努力を無にすることにもなります。

各事業所におかれましては、再度運営基準等関係法令に沿った事業運営が行われているか業務の点検を行うとともに、不正行為を行わない、行わせない組織づくり、法令遵守の徹底を含めた人材教育を定期的実施するなど、適正な事業運営に努めていただきますようお願いいたします。

健康福祉局高齢福祉部介護指導課
指定指導係 972 - 2592